

令和 8 年度
研究開発成果登録・申請システムの
システムサポート及びメンテナンス作業
仕様書

1. 件名

令和 8 年度 研究開発成果登録・申請システムのシステムサポート及びメンテナンス作業

2. 目的及び概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という）における研究開発成果の申請は外部発表票及び研究開発報告書類投稿票（以下、「申請伝票」という）により、受け付けている。研究開発成果の登録・発信システム（以下、「本システム」という）は申請伝票を原子力機構全拠点の端末機から入出力し、入力された情報を研究開発成果データベース化して運用管理するものである。研究開発成果は原子力機構の知的財産であり、本システムは外部からの不正アクセス及びコンピュータウイルス等には万全の対応策を講じる必要がある。また、不測の事態に対応した迅速かつ的確なサポート体制が不可欠である。本仕様書は本システムを正常に維持・管理し、運用することを目的とし、そのサポートとメンテナンス作業について定めたものである。

3. 対象となるシステム及びソフトウェア

3. 1 研究開発成果管理システム

- (1) Apache、Tomcat 及び Oracle を用いて構築した Web 入力システム（研究開発成果管理システム）
- (2) Visual Basic.NET を用いて構築した入出力システム及び典拠等管理システム

3. 2 研究開発成果検索・閲覧システム

- (1) Apache、Tomcat 及び Enterprise Postgres を用いて構築したイントラ版（ゲスト用・管理者用）及びインターネット版検索システム

4. 対象となるシステム環境

4. 1 物理サーバ環境(原子力科学研究所情報交流棟南ウイング地下 1 階設置)

- (1) 研究開発成果管理システム用サーバ
 - ① Linux サーバマシン Red Hat Enterprise Linux
※Hyper-V (PRIMERGY RX2540 M6) 上のゲスト OS である
- (2) 研究開発成果管理システム用ファイルサーバ
 - ① Windows サーバマシン WindowsServer2022
※Hyper-V (PRIMERGY RX2540 M6) 上のゲスト OS である
- (3) ファイアウォール (SRX300)

4. 2 クラウドサーバ環境

- (1) 研究開発成果検索・閲覧システム（インターネット版）
 - ① Linux サーバマシン Redhat Enterprise Linux

※なお、項 4.1 に示す研究開発成果管理システム用サーバからアクセスするものとする。

(2) 研究開発成果検索・閲覧システム（イントラ版）

- ① Linux サーバマシン Redhat Enterprise Linux

※なお、項 4.1 に示す研究開発成果管理システム用サーバからアクセスするものとする。

- ② 管理システム用端末機 Windows11

4. 3 端末環境(科学技術情報課居室)

(1) 管理機能用端末

- ① Windows 11 Pro 上で動作する .Net Framework アプリ

5. システムサポート及びメンテナンスの期間及び時間

実施期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

対応時間：原子力機構の休日を除く 9:00～17:30

但し、緊急を要する場合は、原子力機構の了解を得たうえで所定の手続きを行い、勤務時間外の対応を可能とする。

なお、電子メールでの受付は 24 時間対応とする。

6. 作業の範囲及び内容

(1) 全般

- ① 第 3 項に示す対象物に対し、以下で示すシステムサポート及びメンテナンスを実施する際、事前に受注者内で構築した試験環境にて修正内容等を検証し、問題ないことを確認したうえで実施すること。

(2) 障害対応

- ① 第 3 項に示す対象物に対し、不具合または不良箇所が発生した場合、発見後 30 分以内に原子力機構へ一次報告を行うこと。勤務時間外に発生した場合は翌営業日の開始 30 分以内とする。対象物に不具合または不良箇所が発生していないか定期的にチェックを行うこと。
- ② 一次報告後、迅速に修正または回避措置を提示し、是正作業を実施して正常状態に復旧すること。対応に 3 営業日以上要する場合は原因及び対応計画を原子力機構に報告すること。
- ③ 作業内容及び結果については、復旧後 24 時間以内に報告すること。
- ④ 緊急性の高い障害（システム停止や業務継続に支障をきたす場合）については、対応開始から 4 時間以内に暫定措置を実施すること。なお、当該時間内での対応が困難な場合は、事前に原子力機構へ連絡し、協議を行うものとする。

(3) ソフトウェアのバージョンアップ対応

- ① 第3項に示す対象物で使用しているソフトウェア(Apache, Tomcat, Enterprise Postgres)でバージョンアップが発生した場合に対応すること。
なお、最低年1回は必ず実施すること。

(4) 軽微な修正対応

- ① 第3項に示す対象物で、軽微な修正(リンクの追加、表示文言の変更等)が発生した場合に対応すること。受付後2時間以内に対応のうえ報告すること。
なお、当該時間内での対応が困難な場合は、事前に原子力機構へ連絡し、協議を行うものとする。

(5) 問い合わせ対応

- ① 対象システム及びソフトウェアに関する技術支援、システム運用及び操作に関する問い合わせについては、電話または電子メールによる対応を行うこと。
- ② 問い合わせに対しては、1営業日以内に一次回答を行い、対応の見通しを提示すること。

(6) 技術情報・セキュリティ対応

- ① 対象システム及びソフトウェアに関する技術情報・セキュリティ情報を提供すること。
- ② システムプログラムの改善提案を行うこと。
- ③ セキュリティパッチを適用し、実施結果を報告すること。なお、適応頻度は年2回を目安とする。

(7) 脆弱性対応

- ① 原子力機構で定期的に実施される第3項に示す対象物に対する脆弱性検査結果で対応を要する旨の報告を受領した場合、3営業日以内に一次報告を行い、対応の見通しを電子メール等にて報告すること。
- ② 脆弱性検査結果に対応すべき事項がある場合は、実施後、結果を報告すること。年2回程度を目安とする。

(8) ファイアウォールポリシー対応

- ① 4.1(3)のファイアウォールポリシーに変更が生じた場合、原子力機構からの通知受領から24時間以内に設定情報を提出すること。年4回程度を目安とする。

(9) サーバ環境メンテナンス

- ① 富士通サポートデスクに連絡のうえ不具合情報及び最新情報等を入手し提供すること。
- ② サーバのログ状況を確認し、内容を報告すること。
- ③ 2ヶ月毎を目安とする。

(10) 打合せ議事録

- ① 打ち合わせを行った場合は、2営業日以内に議事録を提出すること。

7. 作業条件

(1) アクセス制限

原子力機構担当部署の事前了承のもと、第4項に示す計算機にネットワークを通して原子力機構外から作業を行うことができる。その場合、原子力機構内に外部からアクセスするための方法・利用システムの情報・ネットワーク情報等を予め知らせることとする。なお、計算機に変更が生じた場合は、原子力機構が外部からアクセスするための方法等を確認し、協議の上対応すること。

(2) 現地作業

- ① 作業は、原子力機構の勤務時間内に実施すること。但し、緊急を要し原子力機構が承認した場合は、所定の手続きを行い実施すること。
- ② 他の機器、設備に損害を与えないよう十分注意すること。万一そのような事態が発生した場合は、遅滞なく原子力機構担当者に報告を行い、その指示に従って速やかに原状に復すること。

(3) 情報セキュリティの確保

- ① 受注者は、原子力機構より入手した情報を本仕様の遂行以外の目的で使用してはならない。
- ② 受注者は、原子力機構より入手した情報を取扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。
- ③ 受注者は、原子力機構が求めた場合には情報セキュリティ監査を受け入れ、これに協力すること。
- ④ 受注者は、原子力機構より情報セキュリティ対策の履行が不十分である旨の指摘を受けた場合は、速やかに改善すること。なお、改善が実施されない場合においては、受注者の契約不履行として措置する場合がある。

8. 提出書類

- (1) システム不具合対応一覧（検収時） 1部
- (2) 技術情報及びセキュリティ情報一覧（検収時） 1部
- (3) ファイアウォールポリシー設定一覧（その都度） 1部

※上記に加え、契約先の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修等）・実績及び国籍についての情報を記した書類を契約締結後速やかに提出すること。

9. 提出場所

〒319-1112 茨城県那珂郡東海村大字村松 4-49

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 旧本部事務所

研究開発推進部 科学技術情報課

10. 検収条件

作業終了時に原子力機構担当者の立ち会いのもとに、対象となるシステム及びソフトウェアが正常に動作することを検査し、8.の書類提出の内容確認をもって検収とする。

11. 検査員及び監督員

一般検査 管財担当課長

研究開発推進部 科学技術情報課

12. 守秘義務

受注者は、本件請負業務の実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

13. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合には、双方で協議の上別途決定するものとする。

以上